

(案)

単 価 契 約 書

- 1 契約物品名 別記のとおり
- 2 契約単価 別記のとおり
- 3 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 納入場所 公立大学法人 愛媛県立医療技術大学指定場所

上記について公立大学法人愛媛県立医療技術大学理事長 を甲とし、 を乙として、乙が契約物品を甲に供給し、甲が買い受けることについて、次の条項により契約を締結する。

(納入方法等)

第1条 乙は、頭書の定めにより、別記の品質及び規格の物品を、甲の発注あるごとに、甲に納入しなければならない。ただし、発注日を含めて原則3日以内に納入するものとする。

- 2 物品の数量及び納入期限は、別途甲の指示するところによるものとする。
- 3 この契約の締結に要する費用その他この契約に関する一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(納入の終了通知)

第2条 乙は、物品を納入したときは、直ちに、甲の定める納品書を甲に提出しなければならない。

(検査)

第3条 甲は、前条の規定により納品書の提出があったときは、直ちに、検査を行うものとする。

- 2 乙は、前項の検査に立ち会うものとし、これに立ち会わなかったときは、検査の結果について、甲に対して異議を申し立てることができない。
- 3 検査に直接必要な費用及び検査のために消耗、変質又はき損した物品に係る一切の損失は、すべて乙の負担とする。

(修補又は交換等)

第4条 乙は、納入した物品の全部又は一部が前条第1項の検査に合格しないときは、修補又は交換により、速やかに良品を納入しなければならない。

- 2 前項の規定により修補又は交換による良品の納入が完了したときは、直ちに、甲の定める納品書を甲に提出しなければならない。
- 3 前項の規定により納品書の提出があったときは、第3条の規定を準用する。

(所有権の移転等)

第5条 物品の所有権は、検査に合格したときをもって、乙から甲に移転するものとする。

- 2 前項に規定する所有権移転の前に生じた物品についての一切の損害は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により生じた損害については、甲の負担とする。

(代金の支払)

第6条 乙は、前条の規定により物品の所有権が移転したときは、甲の定める手続きに従って、請求書を甲に提出するものとする。

- 2 請求金額は、各契約品目ごとに契約単価に数量を乗じて計算した額を加算したものとする。
- 3 甲は、乙の正当な請求書を受理した月の翌月の末日に支払うものとする。

(代理受領の禁止)

第7条 乙は、代金の受領を第三者に委任してはならない。

(権利の譲渡等)

第8条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、権利にあつては、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

(かし担保等)

第9条 乙は、物品の品質不良、変質、数量の不足、その他の隠れたかしについて、担保の責めを負うものとし、その期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) かしについて、乙に故意又は重大な過失のある場合は、甲がそのかしを発見した日から1年以内

(2) 前号以外のかしの場合、所有権移転の日から1年以内

2 乙は、発見されたかしについて、甲が次の各号のいずれかを請求したときは、その請求に応じなければならない。

(1) かしの修補又は良品との交換

(2) かしの修補又は良品との交換とともに、そのかしにより甲が被った損害の賠償

(3) かしにより甲が被った損害の賠償

3 前項に規定する損害賠償額は、甲乙協議して定める。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙からの契約の解除願の提出があつたとき

(2) 乙が納入期限内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき

(4) 前各号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき

2 前項の規定により契約が解除されたときは、解除した日の属する月の前月までに納入したものに対する代価をその期間の月数で除して得た1ヵ月平均額に解除後の月数を乗じて得た金額の10分の1を違約金として乙から徴収することができる。

(協議解除)

第11条 甲は、必要があるときは、いつでも、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、乙に損害の確証があり、かつ、乙から契約解除後30日以内に損害賠償の請求があつたものに限り、甲が適当と認める金額を賠償するものとする。ただし、乙の同意を得て解除した場合は、この限りでない。

(事情変更による契約の変更)

第12条 契約締結後において、天災地変その他の不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるにいたつたときは、その実情に応じ、甲乙協議して、書面により契約単価、その他の契約内容を変更することができる。

(その他)

第13条 この契約の定めのない事項については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）及び公立大学法人愛媛県立医療技術大会計規程によるもののほか、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

伊予郡砥部町高尾田543番地

甲 公立大学法人 愛媛県立医療技術大学
理事長

住 所

乙

氏 名

別 記

1 契約物品の内訳

整理番号	品名	品質・規格	単位	契約単価
1	再生紙 (A 4)	グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」に定める判断の基準(総合評価値80点以上)を満たしていること。県産品 55kg	2,500枚入 1箱	
2	再生紙 (A 3)		1,500枚入 1箱	
3	再生紙 (B 4)		2,500枚入 1箱	
4	再生紙 (B 5)		2,500枚入 1箱	

(注)上記契約単価は、消費税及び地方消費税を含む。

2 その他付帯条件

特になし